

令和6年9月2日

国立療養所菊池恵楓園の土地を地方公共団体  
又は地域住民等の利用に供するための指針

国立療養所菊池恵楓園長  
境 恵祐

この指針は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第12条第1項の規定に基づき、国立療養所菊池恵楓園（以下「当園」という。）の土地、建物、設備等（以下「土地等」という。）を地方公共団体又は地域住民等（以下「利用者」という。）の利用に供するため、厚生労働省設置法第16条第8項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令（平成21年3月31日付平成21年厚生労働省令第85条）第1条第1項に規定する指針について定めるものである。

1. 土地等の貸付け、使用又は収益の許可

(1) 施設の設置、運営のための土地の一時使用許可

① 利用に供するための土地等の利用の用途

利用に供するための土地等の利用の用途は、入所者の置かれた環境に鑑み、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項各号に定められた公園施設を含む営造物公園とする。

② 利用に供する土地等の範囲

約90,000m<sup>2</sup> 付帯施設の一切を含む営造物公園の設置可能な範囲とする。

範囲は別紙のとおりであるが、図面上で計測した数値であるため、実際の貸付に際しては、現地測量で得た面積を優先して採用する。

③ 利用に供する期間の開始日及び終了日

利用に供する期間の開始日は、令和7年4月1日以降とする。

また、当該土地等の利用は、国有財産無償一時使用許可によるものとし、一時使用許可期間は、5年を上限として当該許可書にて定めるものとする。

## 2. 利用者の遵守すべき事項

土地等を利用しようとする利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 利用者は、居住者棟、不自由者棟及び一般寮その他利用に供することとしていない土地に許可なく立入らない等、当園に入所している者（以下「入所者」という。）の良好な生活環境の確保を図ること。
- (2) 入所者に対する医療の提供に支障を及ぼさないこと。
- (3) 国立ハンセン病療養所の医療施設としての性格との整合を考慮する等、当園との調和を図るよう留意すること。
- (4) 土地等の利用に当たっては、公募時に提出された申請書に記載されている利用計画と異なる利用をしないこと。
- (5) 当園の施設管理上必要がある場合は、施設管理者の指示等に従うこと。
- (6) 景観を害さないように除草等の維持管理を行うこと。

## 3. その他関係法令等の適用

土地等の利用に当たっては、国有財産法（昭和23年法律第73号）等の規定が適用されるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令並びに当園各種規程を遵守すること。

### 附則（施行期日）

この指針は、令和6年9月2日から施行する。